

仕様書

1. 件名

レンタカー利用契約（単価契約）

2. 契約内容

北海道庁建築局職員が出張等のために使用するレンタカーの提供

3. 契約期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

4. 予定借上数量

別紙の令和6年度レンタカー年間使用予定数量のとおり。

※あくまでも予定であり、年間数量を担保するものではない。

5. 営業所条件

次のいずれをも満たすこと。

- (1) 別紙で記載する拠点（各市内）に営業所が所在すること。
- (2) 別紙で記載する拠点（各空港）から直線2キロメートル以内に営業所が所在すること。
- (3) 営業時間が少なくとも午前8:00～午後7:00確保されていること。ただし、以下の対応が可能な場合はこの限りではない。
 - ① レンタカーの利用開始時刻が営業時間外である場合
利用日前日の閉店時刻から1時間前までの間に、レンタカーの借上が可能なこと。
 - ② レンタカーの返却時刻が営業時間外である場合
翌営業日の開店時刻から1時間以内にレンタカーの返却が可能であること。
※営業時間外に起因する借上時間超過分は請求しないものとする。

6. 借り受け対象車種

- (1) 借り受け車種は、小型乗用車（1,500ccクラス）とする。
- (2) 冬期間は、使用者の求めに応じスタッドレスタイヤ装着車を準備すること。
- (3) カーナビゲーションは原則標準装備とし、貸渡料金に含まれるものとする。

7. 料金設定

1日（24時間まで）をベース貸渡単価として、6. 借り受け対象車種に係る単価を定めるものとする。また、24時間を超えてレンタカーを使用する場合の超過料金単価として「以後1日(24時間)ごと」及び「1時間ごと」に単価を定めるものとする。24時間を超えてレンタカーを利用した場合における料金精算は、ベース貸渡単価及び超過料金単価を最も安い組み合わせで適用するものとする。

なお、単価には、免責補償制度加入料を含むものとする。

8. 代金の請求方法

代金の請求は、月毎に全所属の利用分をまとめて行うものとする。

9. 賠償及び補償

- (1) 保険・補償制度は下記の条件以上のものすること。
 - ・対人賠償 無制限
 - ・対物賠償 無制限
 - ・車両補償 時価額（1事故限度）

- ・人身傷害補償 3,000万円まで（1名につき）
- （2）事故等により損害が発生した場合は、原則として(1)の保険・補償制度により補填する。ただし発注者が、当該事故等の内容及び原因から、国家賠償法を適用すべきと判断した場合にはこの限りではない。

10. その他

- （1）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、貸し渡し約款に準ずることとするが、その場合は当該約款の適用について事前に発注者へ協議及び確認を行うこと。
- （2）本仕様書に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- （3）レンタカーの予約方法、レンタカー利用開始時及び返却時における手続等の具体について、落札決定後速やかに発注者に連絡すること。